

各位

適正取引推進講習会の開催について ～お客さまの円滑な事業運営をサポート～

高知銀行（頭取 森下勝彦）は、中小企業の皆さまを対象に、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に関する理解を深めていただくため、下記セミナーを開催いたしますので、お知らせいたします。

下請法とは、下請事業者の利益を保護し、下請取引の適正化を推進するための法律です。製造業からサービス業まで、幅広い分野において適用対象となる取引を明確に示すとともに、親事業者の禁止行為なども具体的に定めています。

企業の法令順守が強く叫ばれる中、正しく知って、円滑な事業経営に役立てていただきたく、この機会に是非ご活用ください。

記

- 開催日 第1回 平成28年10月21日（金）
第2回 平成28年12月 2日（金）
- 時間 10：30～16：10（開場 10：00）
- テーマ ①下請法（基礎・実践）
②消費税価格転嫁対策
（第1回、第2回ともに同一の内容となります）
- 開催場所 高知銀行本店2階会議室（高知市堺町2番24号）
- 主催 高知銀行、中小企業庁（適正取引推進講習会事務局）
- 定員 第1回、第2回ともに20名
- 参加費 無料
- 講師 専門の弁護士（※現在調整中）
- その他 詳しくはチラシをご覧ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ】
高知銀行 地域連携ビジネスサポート部
担当：浜口 TEL 088-871-1304

適正取引推進講習会

入場
無料

2回
開催

適正な下請取引は、下請事業者の利益保護を図るという目的から、中小企業政策の重要な柱となっており、中小企業・小規模事業者にとって事業の根幹に関わる重要事項です。
正しく知って、円滑な事業経営に役立てましょう！

企業の法令遵守が強く叫ばれる中、下請法違反は企業価値を大きく損なう行為です！！

下請法とは…

「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」とは、**下請事業者の利益を保護し、下請取引の適正化を推進するための法律**です。製造業からサービス業まで、幅広い分野において適用対象となる取引を明確に示すとともに、親事業者の禁止行為なども具体的に定めています。もし違反が認められた場合には、簡易な手続で迅速に改善を求め、下請事業者を守ることができる仕組みになっています。

下請法に違反すると…

行政指導を受けるだけでなく、**企業名、違反事実の概要などが公表される**ため、イメージを損い、社会的評価の低下を招く恐れがあります。また、買手側の消費税転嫁拒否行為は、転嫁対策調査官による監視・取締りが行われています。

あなたの企業は大丈夫？？

例えば、下請事業者に責任がなく、親事業者が**発注後に減額**することは違反です。また、親事業者の事務手続の遅れや、下請事業者から請求書が提出されていないことを理由に**下請代金の支払日を遅らせる**ことも認められません。

過去に起きた事例では、1社で20億円を超える返還が発生！
責任者は下請法の内容を知っていても、現場担当者がルールを知らず、違反してしまうケースもあります。

法の遵守に向けた社内体制を整備するとともに、効果的に運用することにより、違反を未然に防止することができます。
正しい知識獲得を目指しましょう！

【講座①②】 下請代金支払遅延等防止法 「基礎」と「実践」
【講座 ③】 今から実施したい消費税転嫁対策の増税前の準備ポイントを教えます！

第1回 2016年10月21日（金）

第2回 2016年12月 2日（金）

■会場／高知銀行本店2階会議室（高知市堺町2番24号）

■時間／10:30～16:10（開場：10:00）

■講師 専門の弁護士※現在調整中

■主催：高知銀行

中小企業庁（適正取引推進講習会事務局）

<http://www.tekitori.org>

高知銀行 地域連携ビジネスサポート部 あて
F A X 0 8 8 - 8 7 1 - 7 1 2 4

●申込方法

受講ご希望の方は、下記の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、①FAX、②郵送、③最寄の高知銀行本支店窓口までお持ちいただく、のいずれかの方法でお申込ください。

受講希望日、受講希望の講座に○をご記入ください。※1講座～3講座までご選択ください。

適正取引推進講習会受講申込書

平成28年10月21日（金）	平成28年12月2日（金）	
下請代金法（基礎） 10：30～12：00	下請代金法（実践） 13：00～14：30	消費税価格転嫁対策 14：40～16：10

会社名	ふりがな
住所	〒 -
電話番号	() -
FAX	() -
E-mail	@

受講者（1）	ふりがな 氏名		性別	男・女
	部署・役職		駐車場	利用する・ 利用しない
受講者（2）	ふりがな 氏名		性別	男・女
	部署・役職		駐車場	利用する・ 利用しない

～ありがとうございました～



■会場

高知銀行本店2階 会議室
 （高知市堺町2番24号）

※お車の方は、本店南側の立体駐車場にご駐車ください。

■お問合せ先

株式会社高知銀行
 地域連携ビジネスサポート部
 （〒780-0834 高知市堺町2番24号）
 TEL：088-871-1304
 FAX：088-871-7124

個人情報の保護について

本「受講申込書」にご記入いただいた個人情報は、主催者間で、今後の研修等のご案内（パンフレット等の発送）および研修の改良や新しいサービスの開発等の目的で利用させていただく場合があります。